

第2 第3条第2項

(使用による識別性)

前項第3号から第5号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

1. 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。
2. (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。
 - (2) 例えば、次のように、出願された商標と証明書に表示された商標とが異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。
 - (イ) 出願された商標が草書体の漢字であるのに対し、証明書に表示された商標が楷書体又は行書体の漢字である場合
 - (ロ) 出願された商標が平仮名であるのに対し、証明書に表示された商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合
 - (ハ) 出願された商標がアラビア数字であるのに対し、証明書に表示された商標が漢数字である場合
 - (ニ) 出願された商標が \textcircled{P} のような態様であるのに対し、証明書に表示された商標が P 、 P 又は P のような構成である場合
 - (ホ) 出願された商標が立体商標であるのに対し証明書に表示された商標が

平面商標である場合、又は出願された商標が平面商標であるのに対し証明書に表示された商標が立体商標である場合

- (3) 出願された商標と証明書に表示された商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときには、本項の判断において考慮するものとする。

3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
- ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
- ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
- ③ 商標が使用されていることを明示する写真
- ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
- ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書
ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、
対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人
以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」と
する。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断する
ものとする。

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断について
は、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。

なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構
成員であることを証する書類を要するものとする。

(5) 小売等役務についての商標が使用により識別力を有するに至ったこと
を証明する場合においては、この[基準第1の二（第3条第1項柱書）の3.
\(3\)](#)により、小売等役務に係る業務を行っていることの証明を要するもの
とする。

(6) 小売等役務についての商標に関する使用の証明においては、商標が
商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている
場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示
しているのか、または、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示している
のかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するもの
とする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[27.02](#) 地域団体商標の取扱いについて

[27.71](#) 国際商標登録出願において「Collective mark、certification ma
rk、or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

[28.04](#) 使用に基づく特例の適用の主張とその要件（附則第8条第1項及び

第2項関係) について

[28.05](#) 使用特例商標登録出願の審査について

[41.100.02](#) 立体商標の識別力の審査に関する運用について

[42.110.01](#) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条
第1項第10号等の適用について

[42.118.01](#) 商標又は商標の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形
状（商標法第4条第1項第18号）に関する取扱い

[47.101.03](#) 地域団体商標登録出願に係る商標の周知性について

○[審判決要約集（第3条第2項）](#)